○経済産業省告示第二百二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を表一及び表二のとおり指定する。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

表一

番号	業種	指定期間
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）	平成二十四年十月一日から平成二十四年十月三十一日まで
二	鉱業	〃
三	総合工事業	〃
四	職別工事業（設備工事業を除く）	〃
五	設備工事業	〃
六	食料品製造業	〃
七	飲料・たばこ・飼料製造業	〃
八	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	〃
九	衣服・その他の繊維製品製造業	〃
十	木材・木製品製造業（家具を除く）	〃
十一	家具・装備品製造業	〃
十二	パルプ・紙・紙加工品製造業	〃
十三	印刷・同関連業	〃
十四	化学工業	〃
十五	石油製品・石炭製品製造業	〃
十六	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	〃
十七	ゴム製品製造業	〃
十八	なめし革・同製品・毛皮製造業	〃
十九	窯業・土石製品製造業	〃
二十	鉄鋼業	〃
二十一	非鉄金属製造業	〃
二十二	金属製品製造業	〃
二十三	一般機械器具製造業	〃
二十四	電気機械器具製造業	〃
二十五	情報通信機械器具製造業	〃
二十六	電子部品・デバイス製造業	〃
二十七	輸送用機械器具製造業	〃
二十八	精密機械器具製造業	〃
二十九	その他の製造業	〃
三十	電気業	〃
三十一	ガス業	〃
三十二	熱供給業	〃
三十三	水道業	〃
三十四	通信業	〃
三十五	放送業	〃
三十六	情報サービス業	〃

合計		
第八百一回	百万円	九十九万九千八百四円
第三十八回	四百万円	三百九十九万千四百四十四円
第三十七回	五百二十万円	五百十八万二千八十七円
第三十六回	四千三百五十万円	四千三百二十七万百二十六円
第三十五回	二十五億六千六百六万円	二十五億五千七十六万六千三百四円
第三十四回	四千六百七十二万円	四千六百五十七万五百四円
第三十三回	二億七千四百五十一万円	二億七千三百七十八万五千三百四円
第三十二回	五千九百十四万円	五千八百九十五万七百五十六円
第三十一回	六億二千二百四十四万円	六億二千七十九万六千七百七十一円
第三十回	一億三千九百七十万円	一億三千九百二十五万二千九百六十七円
第二十九回	四億四百十六万円	四億三百九万三千二十八円
第二十八回	二億六千八百九十一万円	二億六千八百四万九千四百九十七円